

## <第6号議案>

### やましろ科学好き・ものづくり好き子ども育成支援会議規約 改正（案）

#### （名 称）

第1条 この会議は、やましろ科学好き・ものづくり好き子ども育成支援会議（以下「支援会議」という。）と称する。

#### （目 的）

第2条 支援会議は、山城地域の未来を担う子どもたちの「科学する心」や「創造する心」を育み、ものづくりに対する興味・関心を高め、科学好き・ものづくり好きの子どもを育成するために、子どもたちが自然やものづくりに触れる機会を提供する取組を行うことを目的とする。

#### （会 員）

第3条 支援会議は、京都府及び第2条の目的に賛同するものをもって構成する。

#### （事 業）

第4条 支援会議は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）科学好き・ものづくり好きの子ども育成を支援する事業
- （2）その他支援会議の目的を達成するために必要な事業

#### （役 員）

第5条 支援会議に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監 事 1名

2 役員は、会員の互選とする。

3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 監事は、支援会議の会計を監査する。

#### （役員任期）

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### （会 議）

第7条 会議は、会長が招集して議長となり、次の事項を審議決定する。

- （1）事業計画に関する事。
- （2）予算及び決算に関する事。
- （3）役員選任に関する事。
- （4）規約の制定及び改廃に関する事。
- （5）その他重要事項に関する事。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第 8 条 支援会議の経費は、負担金、寄附金その他の収入をもって充て、負担金の額は別表のとおりとする。

2 支援会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 9 条 支援会議の会務の運営に関し必要な事務を行わせるため、事務局を京都府山城広域振興局内に置く。

(補 則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成 18 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和元年 7 月 10 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 2 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表

やましろ科学好き・ものづくり好き子ども育成支援会議負担金

京 都 府	年間 <u>500,000</u> 円
個人会員	免除